

林業経営体提案型研修事業実施要領

制定 令和4年3月30日 林第780号

第1 事業の趣旨

市町村が森林経営管理制度を円滑に実施するためには、森林整備の受け皿となる林業経営体の安定的な経営と技術のある優れた職員の育成が必要である。

しかし、県内の林業経営体は零細な上、新規就業者の確保や技術者の育成、新たな技術導入など様々な課題を抱えており、その課題も林業経営体毎に異なっている。

このため、林業経営体が自ら洗い出した課題を解決するために実施する研修を支援し、林業経営体の育成を図る。

なお、当該事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、次のいずれかに該当する林業経営体とする。

- 1 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項により岡山県が公表した経営管理実施権の設定を受けることができる林業経営体
- 2 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条により、岡山県の認定を受けた林業経営体
- 3 岡山県育成経営体選定要領（令和元年6月19日付け、農林水産部長通知）第5の1の規定に基づき、林業経営体名簿に登録された林業経営体

第3 補助対象研修及び経費

- 1 補助対象とする研修は、次のとおりとする。

（1）専門的技術型研修

新たに導入しようとする機材や取り組もうとする森林施業等の専門的技術に関する研修

（2）マネジメント型研修

林業経営体の経営者や幹部職員等に対する経営や人材育成に関する研修

- 2 補助対象経費は、前項に関する研修の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

なお、研修会場の使用料は、森林研究所林業技術研修棟を利用することにより、使用料が半額減免となることから、補助対象経費としない。

- （1）講師の派遣に要する経費
- （2）研修機材の借りに要する経費
- （3）資料等の購入に要する経費

第4 採択基準

- 1 補助の対象となる研修は、事業実施主体が主催する森林整備の促進や経営改善に資する研修で、その役職員の全員又は一部が受講するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる研修は補助対象としない。
 - （1）県等が実施する既存の研修と同様の研修（講師、機材メーカーなどの違いは同

様とする。)

(2) 視察を主な内容とする研修

(3) 事業実施主体の役職員が講師となる研修

第5 補助率及び補助上限額

- 1 補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。
- 2 補助金の額は、1研修あたり250千円を上限とする。

第6 事業計画書の作成等

- 1 事業実施主体は、事業計画承認申請書(様式1)に事業計画書(様式2)を2部添付し、別に示す日までに県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、提出された事業計画書の内容を審査した上で、別に示す日までに、林業経営体提案型研修事業計画について(様式3)に事業計画書を添付し、意見を付して農林水産部長に協議するものとする。
- 3 農林水産部長は、県民局長から協議のあった事業計画の内容について適当と認めるときは、林業経営体提案型研修事業における補助金額の配分について(様式4)により予算の範囲内で県民局長に補助金を配分する。
- 4 3の通知を受けた県民局長は、林業経営体提案型研修事業計画承認及び補助金の内示について(様式5)により事業計画を承認するとともに、農林水産部長から配分された額の範囲内で、事業実施主体に補助金の内示を行う。
- 5 承認された事業計画を変更する場合は、上記に準じて行うものとする。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

第7 補助金の交付事務

- 1 事業実施主体は、第6の6の規定による内示があったときは、要綱第3条の規定による補助金交付申請書を、速やかに県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式6により事業実施主体に通知するものとする。
- 3 事業実施主体は、事業が完了したときは、要綱第9条の規定による実績報告書を県民局長に提出するものとする。
- 4 県民局長は、実績報告書の提出があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められたときは補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 5 県民局長は、補助金の額を確定したときは、実績報告書の写しを付して様式7により知事に報告するものとする。

第8 事業の推進及び助言

- 1 県民局長は、事業実施主体に対し、事業の円滑な実施を図るために必要な助言、指導、調整等を行うものとする。
- 2 知事は、事業に係る実績及び成果を広く県民に公表するものとする。

第9 適正な管理等

事業実施主体は、研修成果報告書を第8の3の規定による実績報告書の提出に併せて、任意様式により報告するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和4年度事業から適用する。

様式1（第6関係）

番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

事業実施主体

年度林業経営体提案型研修事業計画承認申請書

このことについて、林業経営体提案型研修事業実施要領第6の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 年度林業経営体提案型研修事業計画書
- 2 参考資料

様式2（第6関係）

〇〇年度林業経営体提案型研修事業（変更）計画書

I 基本的事項

事業実施主体	住 所： 名 称： 代表者：
研修区分	専門的技術型 ・ マネジメント型
連絡先	電 話： メー ル：
事業実施主体 の概要	主な業務： 年間事業量：

II 事業計画

林業経営体の 現状	
林業経営体の 課題	
課題の解決方 法	
研修内容	
研修開催時期	令和 年 月 (日間)
研修場所	<input type="checkbox"/> 森林研究所 <input type="checkbox"/> 事業実施主体の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
研修講師	
受講者	
開催経費	講師報償費 円 講師旅費 円 研修機材借り上げ費 円 教材費 円 合計 円

様式3（第6関係）

番 号
年 月 日

農林水産部長 殿

県民局長

年度林業経営体提案型研修事業計画について

このことについて、次のとおり、年度林業経営体提案型研修事業（変更）計画書の提出があったので、林業経営体提案型研修事業実施要領第6の2の規定により、意見を付して協議します。

記

- 1 申請者
- 2 年度林業経営体提案型研修事業計画（変更）承認申請書
別添のとおり
- 3 事業計画（変更）に対する意見

様式4（第6関係）

番 号
年 月 日

県民局長 殿

農林水産部長

年度林業経営体提案型研修事業における補助金額の配分について

年 月 日付け、第 号により協議のあった 年度林業経営体提案型研修事業（変更）計画は林業経営体提案型研修実施要領第6の3の規定により、下記のとおり配分する。

記

配分額 円

様式5（第6関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

岡山県 県民局長

年度林業経営体提案型研修事業計画承認及び補助金の内示について

年 月 日付けで提出のあった 年度林業経営体提案型研修事業計画については、これ承認します。

つきましては、次のとおり補助金を内示しますので、岡山県補助金等交付規則第4条の規定により補助金等交付申請書を速やかに提出してください。

記

補助金内示額 円

補助金交付決定通知書

年 月 日付け、第 号で交付申請のあった 年度林業経営体提案型研修事業費補助金については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

岡山県 県民局長

記

- 1 補助金交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け、第 号で申請のあった 年度林業経営体提案型研修事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによる。

事業費	円
補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費内訳欄記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、岡山県補助金交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）、岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「交付要綱」という。）、林業経営体提案型研修事業実施要領（令和4年 月 日付け林第 号）、その他関係する規程に従わなければならない。
- 5 補助金交付の条件は、前記に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 別表に掲げる補助対象事業（この項において、以下「対象事業」という。）については、相互に補助金の流用をしてはならない。
ただし、一つの対象事業内における、事業種目の相互の流用にあつては、この限り

でない。

- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、交付要綱第11条第2号に規定する耐用年数の期間内（以下「処分制限期間内」という。）に転用又は用途変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、知事の承認を受けて当該財産を転用又は用途変更したときは、当該財産につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたいときは、知事に協議することができる。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が、処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなったときは、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間内において、知事の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させられることがある。
- (6) 知事は、補助事業者が以上の条件に違反した場合（又は間接補助事業者が補助事業者の付した条件に違反した場合）は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式7（第7関係）

番 号
年 月 日

農林水産部長 殿

県民局長

年度林業経営体提案型研修事業実績報告書の提出について

年度林業経営体提案型研修事業について、補助金の額を確定したので、林業経営体提案型研修事業実施要領第7の5の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 補助金の確定額 円
- 3 事業実績報告書 別添写しのとおり

様式2（第6関係）

〇〇年度林業経営体提案型研修事業（変更）計画書（記載例）

I 基本的事項

事業実施主体	住 所：岡山市北区内山下2-4-6 名 称：株式会社 岡山県森林 代表者：代表取締役 岡山 太郎
研修区分	専門的技術型 ・ マネジメント型
連絡先	電 話：086-226-7451 メール：aaa_bbb@pref.okayama.lg.jp
事業実施主体の概要	主な業務：素材生産 年間事業量：素材生産 2,500m ³ 切捨間伐 50ha 森林作業道開設 1,200m

II 事業計画

林業経営体の現状	当社の従業員は約30名であり、新卒者を毎年度数名採用しているが、夏までの半数が離職している。このため、今後の事業拡大に支障をきたす状況になっている。
林業経営体の課題	新規採用予定者に対しては、筆記試験及び面接を行っている。筆記試験の優劣は容易に判断ができるが、面接は、判断が難しく、優秀な人材で長期間就労する従業員を確保ができていない。このため、適切な人柄を判断できる面接をする必要がある。
課題の解決方法	面接を行う幹部職員等が人を見る目を養い、優秀な人材を確保できるようにする。
研修内容	人材育成を専門とする講師による、採用面接の実施方法、優秀な人材の判断方法を学ぶ。
研修開催時期	令和4年8月中旬（1日間）
研修場所	<input checked="" type="checkbox"/> 森林研究所 <input type="checkbox"/> 事業実施主体の事務所 <input type="checkbox"/> その他（〇〇町〇〇地内の森林）
研修講師	〇〇〇研修センターに所属する講師
受講者	当社幹部役職員 5名
開催経費	講師報償費 〇〇〇円 講師旅費 〇〇〇円 研修機材借り上げ費 〇〇〇円 教材費 〇〇〇円 合計 500,000円